

会社法制（株式・株主総会等関係）の 見直しに関する中間試案に対する意見 概要

2026年 5月19日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

目次

第 1 部	株式の発行の在り方に関する規律の見直し	頁
第 1	株式の無償交付の対象範囲の見直し（１～２）	2
第 2	株式交付制度の見直し（１～３）	3
第 3	現物出資規制の見直し	(略)
第 2 部	株主総会の在り方に関する規律の見直し	
第 1	バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会（１～７）	4,5
第 2	実質株主確認制度（１～２）	6
第 3	株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項	(略)
第 4	「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し（１）	7
第 5	株主提案権に関する規律の見直し（１～２）	8
第 6	その他	(略)
第 3 部	企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し	
第 1	指名委員会等設置会社制度の見直し	9
第 2	責任限定契約制度の見直し	9
第 3	事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化	9

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

使用人等に対する株式の無償交付について、

- 【A案】（株主総会決議不要）に賛成。
- 【B案】（株主総会決議必要）に反対。
- 【A案】と【B案】のいずれの規律も設ける案に反対。

【A案】

株主総会決議は不要。取締役会決議のみ。

賛成の理由：

- 成長戦略としての人材確保に資する。
- 現行の実務とも整合的である。
- 開示や責任追及により、株主保護は可能。

【B案】

株主総会決議が必要。

反対の理由：

- 規制強化であり、人的投資を妨げる。
- 【A案】と【B案】の規律をいずれも設けると、リスク管理の観点から【B案】を選択せざるを得ない懸念。

2 その他の検討事項

- 現物出資構成について、現行法の見直しをしない【A案】に賛成。

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第2 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

- 子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする【A案】に**賛成**、一定の要件を満たした場合に限る【B案】に**反対**。

【A案】

子会社の株式の追加取得一般を対象とする。

賛成の理由：

- 親子会社関係の強化も組織再編行為として位置付けが可能。
- 組織再編行為である会社分割は、承継対象となる財産の規模を要件としない。

【B案】

株式交付の対象は、以下のいずれか又は双方とする。

- 株式交付計画に基づく追加取得
- 一定割合までの追加取得

反対の理由：

- 柔軟な追加取得のニーズに応えにくい。

2 株式交付の対象となる会社

- 持分会社、外国会社、実質子会社を対象とすることに**賛成**。

3 株式交付の手続

- 債権者保護手続を廃止することに**賛成**。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

- 会社法に規律を設けるにあたり定款の定めは**不要**とすべき。

理由：

- 不測の事態に備え、すべての企業が迅速に制度を利用可能にすべき。
- リアル株主総会が原則、バーチャルオンリー株主総会が例外という考え方は適切でない。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

- 保存する通信記録等の内容は**必要最小限**にすべき。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

- 株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）を設けることに**賛成**。

セーフハーバールール：

- 通信障害により決議方法が法令・定款に違反しても、会社が必要な対策を講じていれば原則として取消し事由としない。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

4 株主総会の延期又は続行

- 通信障害の際には、株主総会の議長が延期または続行を決定できる決議がある場合、改めて招集の決定や通知を行わなくてよい規律を設けることに**賛成**。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

- 場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないことに**賛成**。

6 規律の適用対象

- 非上場会社を含む全ての株式会社を対象とすることに**賛成**。
- ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、**セーフハーバー****ルールに限定して**規律を設けるべき。

7 バーチャル社債権者集会

- 場所の定めのない社債権者集会の開催を認める方向に**賛成**。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

- 仲介機関が株式会社に実質株主の情報を提供しない場合等における制裁として、過料による制裁に加えて、株式の**議決権停止の制裁**を認めるべき。
- 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、新たに規律を設けるべきでない。

議決権停止の制裁を認めるべき理由：

- 過料のみでは、抑止力として不十分。
- 海外の名義株主や指図権者に過料を科すことは困難。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

- 制度の創設に**賛成**。
- 議決権保有割合が5%超の場合のみならず、1%以上などの場合も通知義務の対象とすべき。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第4 「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

- ・ 【A案】に**賛成**。ただし、**定款の定めは不要**とすべき。
- ・ 【A案】で定款の定め要件が維持されるのであれば、【A案】とあわせて【B案】や（後注）の考え方も検討すべき。

【A案】

定款の定めが**必要**。

事前の議決権行使により決議要件を満たした場合、株主総会決議があったとみなす制度を創設する。

【B案】

定款の定めは**不要**。

事前の議決権行使により決議要件を満たした場合、株主総会当日の議事による法令違反等は株主総会の決議取消事由とならない。

（後注）

事前の議決権行使により決議要件を満たした場合に、議長の宣言により株主総会決議があったものとみなす。

理由：

- ・ 事前の議決権行使により決議が事実上確定しているが、総会運営負担が大きい。
- ・ 【A案】は事前行使により株主総会を意思決定の場とするかを株主が選択可能。
- ・ 【B案】は当日に採決を行わない限り、決議は成立しない。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

- ・ 【A案】（株主提案権の個数要件を廃止）に**賛成**。
- ・ 【B案】（個数引き上げ）に**反対**。

【A案】

議決権数の300個要件を廃止する。

【B案】

「300個」を一定の個数まで引き上げる。

【A案】に賛成する理由：

- ・ 投資単位の引下げで個数要件を満たしやすくなり、株主提案が増加し企業の負担増大。
- ・ 可決の可能性が低い株主提案への対応は、株主共同の利益に資しない。
- ・ 会社の規模や種類を問わず一律の個数要件とすることに合理性がない。

2 株主提案権の行使期限の見直し

- ・ 【A案】の期限を延長した上で【B案】の見直しを行う考え方に**賛成**。

【A案】

「8週間」の期限を延長する。

【B案】

会社が株主総会日を通知した場合、株主は株主総会の一定期間前までに株主提案権を行使しなければならない。

第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

- ・ 指名委員会等の権限の見直しについて、**立法事実を整理すべき**。
- ・ モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方については、**見直しを行う必要はない**。

理由：

- ・ 3つの機関設計（指名委員会等設置会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社）に優劣は存在せず、各社の自由な選択が望ましい。

第2 責任限定契約制度の見直し

- ・ 責任限定契約の相手方に、業務執行取締役等である取締役および執行役を加えることに**賛成**。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

- ・ 全情報を含む有報を提出した場合は事業報告を作成不要とし、金商法の監査をした有報は会社法の監査をしたとみなすことに**賛成**。
- ・ 開示書類に関する法的責任の合理化を検討すべき。